

奈良県最低賃金

時間額 838円

令和2年10月1日発効

最低賃金は奈良県内で働くすべての労働者に適用されます。
 なお、下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、
 それぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。
 （但し、適用除外該当者は除きます）



特定（産業別）最低賃金		発効日	適用除外 （「奈良県最低賃金」が適用されます）
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 898円	令和2年 12月31日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、かしめ、穴あけ、組付け又は取付け、切断、軽易な運搬、目視による部品の選別又は検査の業務 ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 883円	令和2年 12月31日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、切断、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、軽易な運搬、袋詰め、箱詰め又は電線被覆はく離、目視による部品の検査の業務 ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務
奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 885円	令和2年 12月31日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 洗車又はワックスかけの業務 ハ 塗装におけるマスキングの業務 ニ 駐車場内整理又は納車引取りの業務 ホ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務 ヘ レジ打ち、品出し、在庫整理の業務 ト 一台積車両運搬車を用いた事業拠点間の車両移動の業務
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金（※注）	日額 6,527円 時間額 838円 （奈良県最低賃金を適用）	平成元年 1月25日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 （※注）適用者 次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上のもの イ 製材の段取り又は木取りの業務 ロ 製材用原木を帯のご盤又は丸のご盤（以下「製材用のごぎり」という）を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押しの業務 ハ 製材用のごぎりの目立ての業務 ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務

「従業員を守る。」
労働保険

労災保険 + 雇用保険

電子申請での手続き、口座振替手続きが便利。
 24時間・365日いつでもOK！



奈良労働局・管下労働基準監督署

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。